

# 自転車

# ヘルメットの着用

道路交通法改正により  
令和5年4月1日から  
全ての自転車利用者の  
ヘルメット着用  
が努力義務になります。



乗車用ヘルメットはSGマーク  
(JIS、JCF、CE、CPSC)などの  
安全性を示すマークのついたもの  
を使い、あごひもを確実に締めて正しく  
使いましょう。

※交通の方法に関する教則



## 自転車安全利用五則

自転車の広報啓発動画



- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

